

# 我孫子二階堂高等学校保護者の会会則

昭和 42 年 4 月 26 日施行

## 第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は我孫子二階堂高等学校保護者の会といい、事務所を我孫子二階堂高等学校(以下「本校」という)内におく。

(目的)

第 2 条 本会は会員相互の理解と協力により家庭と本校との連絡を緊密にし、本校教育の向上と環境改善に寄与し、生徒の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、運営にあたっては本校と協議のうえ必要な事業を行う。

## 第 2 章 会員、役員及び委員

(会員)

第 4 条 本会の会員は本校生徒の保護者とする。

(役員)

第 5 条 本会は原則として次の役員及び委員を置く。

(1) 役員 会長 1 名、副会長 2 名以上、会計 2 名以上、書記 2 名以上、会計監査 2 名、卒業対策担当 3 名以上

(2) 委員 若干名

(役員を選出)

第 6 条 前条の役員及び委員の選出は次の通りとする。

(1) 会長は総会において会員の中から選出する。

(2) 副会長及び会計、書記及び会計監査は会長が指名し総会の承認を得る。

(3) 卒業対策担当は 3 学年から 3 名以上を選出する。

(4) 委員は会員の中から、1 学級 5 名以上を原則としてそれぞれ所属学級において選出する。但し、20 名以下の学級においては 3 名以上とする。

(5) 本校長は名誉会長とする。

(役員の仕事)

第 7 条 役員及び委員の仕事は次の通りとする。

(1) 会長は会務を総理し、本会を代表とする。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故等あるときにはこれを代理する。

(3) 卒業対策担当は 3 学年を代表し、卒業式に係わる諸般の事項を審議する。

(4) 会計及び書記は、会長の指示を受けて会務を処理する。

(5) 会計監査は会計を監査し、これを総会に報告する。

(6) 委員は学級を代表し、諸般の事項を審議する。

(役員の任期)

第 8 条 役員の任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 9 条 本会は顧問を置くことができる。

(1) 顧問は教育に関し高い識見を有する者の中から総会の同意を得て会長が委嘱する。

(2) 顧問は本会の重要な事項に関しては、会長の諮問に答える。

## 第 3 章 会議

(会議)

第 10 条 本会の会議は総会、役員会及び委員会とする。

(1) 総会は、第 4 条の会員をもって構成する。

(2) 役員会は第 5 条の役員及び委員をもって構成する。

- (3) 会議はすべて会長が招集する。
- (4) 会議は構成員の過半数以上（委任状も含めて）の出席により成立し、出席者の多数決により議決する。

2 前項の会議の他に学年保護者の会、学級保護者の会または必要に応じて専門委員会を設置することができる。

- (1) 学年保護者の会は学年委員長が、学級保護者の会は学級委員が協議して招集する。

(総会)

第 11 条 定期総会は毎年 1 回会計年度の初めに開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員を選任、予算、決算、事業計画及びその他の重要事項。
- (2) 総会の議長は出席会員の中から総会で選任する。
- (3) 必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、原則として会議により開催し決議するが、災害時などの緊急事態のため会議を開催することが出来ない等のやむを得ない場合は、事前に役員会が定める方法により、書面又は電子会議を開催することができる。

#### 第 4 章 会計

(経費)

第 12 条 本会の経費、会費、入会金、寄付金及びその他の収入金をもって支弁する。

(会費)

第 13 条 本会の会費は月額 1,500 円、入会金は 500 円とする。

(予算・決算)

第 14 条 本会の予算及び決算は総会の承認を経なければならない。

(補正予算)

第 15 条 総会后、やむない状況の時には補正予算を組み役員会の 3 分の 2 の議決により決定される。但し、委任状をもって出席にかえることができる。

#### 第 5 章 会則の改正

(会則の改正)

第 16 条 本会会則の変更は総会の決議による。

#### 附 則

本会則は昭和 42 年 4 月 26 日より施行する。

昭和 46 年 4 月 1 日一部改正

昭和 48 年 4 月 1 日一部改正

昭和 57 年 4 月 1 日一部改正

昭和 60 年 4 月 1 日一部改正

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 23 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

# 我孫子二階堂高等学校後援会会則

昭和 51 年 4 月 26 日施行

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は我孫子二階堂高等学校後援会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は我孫子二階堂高等学校内におく。

(目的)

第 3 条 本会は我孫子二階堂高等学校（以下「本校」という。）教育の後援を通じて、生徒の学力・体育・福祉の振興をはかり、もって建学の理想達成のために貢献することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 特色ある学習活動、文化・スポーツ活動、国際活動等への支援
- (2) 学業奨励、保健衛生、厚生等に必要なる諸事業への支援
- (3) 生徒や会員を対象にした教育・文化諸事業等の実施
- (4) 施設整備、学術情報整備への支援
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要なる事業

## 第 2 章 会員、役員及び委員

(会員)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者。
- (2) 本会の趣旨に賛同する本校卒業生、卒業生の保護者及び有志。

(役員)

第 6 条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 会計 2 名
- (4) 書記 2 名

第 7 条 本会の会計を監査するため、監査 2 名をおく。保護者の会・会計監査が兼務する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等ある時はあらかじめ指名された副会長がその職務を代行する。
- (3) 会計及び書記は会長の指示を受けて会務を処理する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事期間を 1 年とする。ただし再任することができる。

(顧問)

第 10 条 本会は顧問を置くことができる。顧問は本会の発展に功労ありたる者を委嘱し本会の重要な事項に関して会長の諮問に答える。

## 第 3 章 会議

(総会)

第 11 条 総会は毎年 1 回会計年度の初めに開催し、会長が招集する。総会の議長は会長がこれに当たる。

第 12 条 総会では次の事項を審議する。

- (1) 本会の事業計画および予算
- (2) 本会の事業執行経過および決算
- (3) 役員の仕事承認
- (4) その他重要事項

2 総会は、原則として会議により開催し決議するが、災害時などの緊急事態のため会議を開催することが出来ない等のやむを得ない場合は、事前に役員会が定める方法により、書面又は電子会議を開催することができる。

(役員会)

第13条 役員会は本会の執行機関でありその事務を執行する。

2 役員会は必要に応じ随時会長が招集する。

#### 第4章 会計

(会計)

第14条 本会の会費は次のとおりとする。

(1) 第5条(1)号会員の会費は入会金10,000円および月額500円とする。

(2) 第5条(2)号会員の会費は年額1口5,000円以上とする。

第15条 本会の経費は会費・寄付金その他の収入によって支弁する。本会の経費のうち若干額を毎年積み立てるものとする。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 附 則

本会則は昭和51年4月26日よりこれを施行する。

昭和53年4月1日一部改正

昭和60年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

令和2年4月1日一部改正